

現行（2022年（令和4年）3月19日改定）	改定（2026年（令和8年）6月1日改定）
<p>第1 目的</p> <p>この手引は、バイオマスマーク認定商品及びその広告等にバイオマスマークを使用する際の使用方法を定めるもの<u>です</u>。</p>	<p>第1 目的</p> <p>この手引は、バイオマスマーク認定商品及びその広告等にバイオマスマークを使用する際の使用方法<u>及び普及啓発用バイオマスマークの使用方法</u>を定めたものである。</p>
<p>第2 バイオマスマークの適正使用</p> <p><u>使用契約を締結した認定事業者（以下、「使用契約者」といいます。）は、バイオマスマークの不適正な使用により消費者の商品選択を誤らせたり、公正な競争が阻害されたりすることが生じないよう、バイオマスマークの適正使用に努めていただきます。（別紙1「環境省の環境表示ガイドライン」、別紙2「公正取引委員会事務局の実態調査報告書」参照）</u></p>	<p>第2 バイオマスマークの適正使用</p> <p><u>1 使用契約者の遵守事項</u></p> <p>使用契約者は、バイオマスマークの不適正な使用により消費者の商品選択を誤らせたり、公正な競争が阻害されたりすることが生じないよう、<u>不当景品類及び不当表示防止法（景品表示法）、商標法及び不正競争防止法を遵守し、加えて商品への表示に関して遵守すべき法令やガイドラインなどに沿った</u>バイオマスマークの適正使用に努める。</p>
<p>(新設)</p>	<p><u>2 バイオマスマーク表示の範囲</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>バイオマスマーク認定商品へのバイオマスマーク表示は、申請書類に記載された範囲に限る。</u> ・<u>商品の一部分がバイオマスマーク認定商品の場合、その認定商品を使用した販売品にもバイオマスマークを表示できるが、バイオマスマークにバイオマスマーク認定商品が使われている部分（以降、使用部位という）を記載する。</u>

<p>第3 バイオマスマークの使用権</p> <p>1 使用契約者に属す使用</p> <p><u>バイオマスマーク認定商品にバイオマスマークを使用できるのは使用契約者で、申請書類に記載されている内容の商品に限ります。ただし、使用契約者がバイオマスマーク認定商品を提供した先の者にあつては、同契約者の管理責任の下、バイオマスマークの使用ができるものとします。使用契約者がバイオマスマーク認定商品に何らかの加工をする等、申請時の内容に変更を生ずる場合等は、様式4（バイオマスマーク認定商品変更申請書）による手続きが必要となります。使用契約者以外の者がバイオマスマーク認定商品の商品名・型式を変更して販売する場合、当該のバイオマスマークは使用できません。この場合は、改めてバイオマスマークの認定申請手続きが必要となります。</u></p>	<p>第3 バイオマスマークの使用権</p> <p>1 使用契約者に属す使用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>バイオマスマーク使用契約者は、バイオマスマーク認定商品にバイオマスマークを使用できる。</u> ・<u>使用契約者がバイオマスマーク認定商品を提供した先の者にあつては、同契約者の管理責任の下、バイオマスマークを使用できる。</u> ・<u>使用契約者が提供した先の者がバイオマスマーク認定商品そのものの販売名、型式・品番を変更して販売する場合、使用契約者がバイオマスマーク認定商品変更申請書（様式4）を用いて、バイオマスマーク認定商品を提供した先の者が販売する商品の販売名、型式・品番を申請する。</u> ・<u>使用契約者がバイオマスマーク認定商品を提供する先で、それを商品の一部に使用する場合は事務局の指示する方法で届け出る。</u>
<p>2 バイオマスマーク認定商品併用者に属す使用</p> <p>バイオマスマーク認定商品を併用した商品にバイオマスマークを表示したい場合は、細則の別添3に従い、様式9または10（バイオマスマーク認定商品併用の認定申請書）による申請と<u>認定</u>が必要です。</p>	<p>2 バイオマスマーク認定商品併用者に属す使用</p> <p><u>（本申請は更新申請のみ。新規の申請は受け付けていない）</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>バイオマスマーク認定商品を併用した商品にバイオマスマークを表示したい場合は、細則の別添3に従い、様式8「バイオマスマーク認定商品併用の認定申請書（バイオマスマーク使用契約者）」または様式9「バイオマスマーク認定商品併用の認定申請書（バイオマスマーク認定商品利用者）」により申請し、協会の許諾を得なければならない。</u> ・<u>本申請は、バイオマスマークを表示した販売品を継続する場合に限る。</u> ・<u>商品の販売終了や包装資材など印刷の改版時にバイオマスマークの併用を終了し、以降は使用できない。</u>
<p>3 <u>その他の特例</u></p> <p>団体等がバイオマスの利用促進等を目的としてイベント等、一時的にバイオマスマークを使用する場合は、様式11（広報用バイオマスマーク使用願）により予め事務局の<u>承認</u>を得た上で<u>指定した</u>バイオマスマークを使用することがで</p>	<p>3 <u>普及啓発用バイオマスマークの使用</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>バイオマスの利用促進等を目的としてイベントや環境教育等で一時的にバイオマスマークを使用する者は、様式10「普及啓発用バイオマスマーク使用願」を提出して事務局の許諾を得ること。</u>

<p>きます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>普及啓発用バイオスマークは事務局から申請者へ供与する。</u> ・ <u>バイオスマーク認定商品の広告等には普及啓発用バイオスマークは使用できない。</u>
<p>第4 バイオスマークの使い方</p>	<p>第4 バイオスマークの使い方</p> <p>1 <u>バイオスマークの使用の手続き（使用契約者が使用する場合）</u></p> <p><u>事務局からバイオスマークの供与</u></p> <p>↓</p> <p><u>表示案を事務局へ提出</u></p> <p>↓</p> <p><u>事務局での表示案の確認・了承・連絡</u></p> <p>↓</p> <p><u>認定商品へ表示可能</u></p> <p>2 <u>バイオスマークの使用の手続き（使用契約者から提供された者が使用する場合）</u></p> <p><u>使用契約者からバイオスマーク使用承諾を受ける</u></p> <p>↓</p> <p><u>使用契約者からバイオスマークの供与</u></p> <p>↓</p> <p><u>使用契約者を通して表示案を事務局へ提出</u></p> <p>↓</p> <p><u>事務局での表示案の確認・了承・連絡</u></p> <p>↓</p> <p><u>使用契約者が使用契約者から提供された者に事務局の了承を連絡</u></p> <p>↓</p> <p><u>認定商品へ表示可能</u></p>

1 バイオマス度の表示

2019年9月1日以降にバイオスマークの認定を受けた商品は、認定されたバイオマス度に基づいた数値を入れた表示とします。2019年8月31日以前にバイオスマークの認定を受けた商品で、バイオマス度が要領第2の1に定められた数値の基準に合致するものは、所定の書面にて申し出の上、認定されたバイオマス度に基づいた表示に変更できるものとします。

また、2012年4月以前にバイオスマークの認定を受け、バイオマス度が表示されていない商品は、可及的速やかに表示をしていただきます。

2 バイオスマークの表示

(1) バイオスマークの表示は任意です。

(2) 事務局から送付するバイオスマークを縮小または拡大して使用できません。ただし、バイオスマークが変形することや、バイオマス度を示す数値の部分がつぶれてしまうような縮小を行って使用することはできません。

3 バイオスマークの表示

バイオスマークに表示バイオマス度を含めて表示する。

・2019年9月1日以降は、認定されたバイオマス度に基づいた表示バイオマス度が入った表示を行う。

・2019年8月31日以前の認定で、バイオマス度が要領第2の1に定められた数値の基準に合致する場合は、所定の書面の提出により、認定されたバイオマス度に基づいたバイオマス度を表示することができる。

・2012年4月以前にバイオスマークの認定を受け、バイオマス度が表示されていない認定商品については、速やかに所定の書面を提出し、認定されたバイオマス度に基づいたバイオマス度を表示する。

・但し、要領第5に定めた例外が適用された場合は表示バイオマス度を表示しない場合がある。

4 バイオスマークの表示方法

・バイオスマークの認定商品への表示は任意。

・事務局から供与するバイオスマークを縮小または拡大して使用できる。



・バイオスマークの変形及び表示バイオマス度が判読できないような縮小は認めない。

・バイオスマークは「バイオマス」の文言、使用部位、認定番号（以下、3点を合わせて「文字情報」という）とともに表示する。原則、文字情報はバイオスマークの下に配置する。但し、使用部位は説明文に変更することができる。

・事務局から供与するバイオスマークと文字情報の大きさの比率、配置を原則とする。

・文字情報を表示する場所が十分に確保できない場合はバイオスマークと文字情報の大きさの比率や配置を変更することができる。

<p>(3) バイオマスマークの色は、C 9 5 % ・ M 3 5 % ・ Y 1 0 0 % ・ K 2 5 % を則とします。ただし、地色との兼ね合い等で変更が必要な場合は、単一色であることと、濃淡・模様・装飾などを施さないこととします。</p> <p>(4) 一つの商品に複数箇所表示することができますが、バイオマスマークを相互に連結させ、パターンとして利用する使い方はできません。</p> <p>(5) 複数のバイオマスマーク認定商品を用いた商品へ複数のバイオマスマークを表示する場合、それぞれのバイオマスマークを表示できます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・バイオマスマークの色は<u>緑色</u> (C 9 5 % ・ M 3 5 % ・ Y 1 0 0 % ・ K 2 5 %) を原則とする。 ・地色との兼ね合い等で<u>バイオマスマークの色</u>の変更が必要な場合は、単一色であることと、濃淡・模様・装飾などを施さないこととし、<u>文字情報も同色</u>とすることで変更を認める。 ・1つの商品に複数箇所のバイオマスマークを表示<u>可能だが、必要最低限の個数</u>とする。 ・1つの商品に複数箇所のバイオマスマークを表示する場合は、バイオマスマークを相互に連結させ、パターンとして利用する使い方はできない。 ・複数のバイオマスマーク認定商品を用いた商品にバイオマスマークを表示する場合は以下のいずれかの方法が可能。 <ul style="list-style-type: none"> ① <u>それぞれのバイオマスマークを並べて表示する。</u> ② <u>いずれか1つのバイオマスマークを表示する。</u> ・<u>使用契約書、バイオマス度が同じ場合に限り、1つのバイオマスマークを表示し、認定番号、使用部位を併記できる。</u>
<p><u>3 バイオマスマークの表示方法</u></p> <p>印刷、刻印、エンボス等、商品に最も適した方法を選択できます。バイオマスマーク認定商品そのものにバイオマスマークを<u>つけられない</u>場合、商品の外装、台紙等に表示することができます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>バイオマスマークの表示は、バイオマスマーク認定商品のそのものへの印刷、刻印、エンボス等、商品に最も適した方法を選択できる。</u> ・バイオマスマーク認定商品そのものにバイオマスマークを<u>表示できない</u>場合は、商品の外装、台紙等に<u>使用部位とともに</u>表示することができる。 ・<u>シールやラベルなどでバイオマスマークを表示する場合は、脱落、貼り間違え等による誤認や、バイオマスマークの乱用を防ぐ手段を取る。</u>
<p>第5 文字による<u>表示の追加</u></p> <p><u>バイオマスマークの近く（原則、バイオマスマークの下）に、「バイオマス」の文言、認定番号、バイオマスマーク認定商品の使用部位を記載するものとします。</u> <u>バイオマスマーク認定商品の使用部位については</u>消費者等にバイオマスマーク認定商品である<u>ことが明確にわかるよう</u>、下記のいずれかの方法で記</p>	<p>第5 <u>使用部位</u>の記載方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・使用部位は消費者等にバイオマスマーク認定商品である<u>部位を明確に伝えるためのもの</u>で、下記のいずれかの方法で記載するものとする。但し、バイオマスマーク認定商品そのものへ表示する場合はこの限りではない。

<p>載するものと<u>します</u>。<u>ただし</u>、バイオマスマーク認定商品そのものへ表示する場合はこの限りでは<u>ありません</u>。</p>	
<p>1 <u>使用部位</u>を「バイオマス」の文言と認定番号の間に記載する。（右図参照）</p>	<p>1 「バイオマス」の文言と認定番号の間に「<u>使用部位：</u>」とともに記載する。（右図参照）</p> 
<p>2 <u>バイオマスマーク認定商品の使用部位について</u>説明文を記載する。（右図参照）</p>	<p>2 説明文を<u>バイオマスマークの近傍</u>に記載する。（右図参照）</p>  <p>この商品のフィルムには植物由来の原料を使用しています。</p>
<p>第6 バイオマスマーク認定商品であることの呼称の使い方 バイオマスマーク認定商品<u>について広告等を行う場合</u>の呼称は「バイオマスマーク認定商品」という表現を使用し、これ以外の呼称またはこれと紛らわしい表現は<u>避けてください</u>。</p>	<p>第6 バイオマスマーク認定商品であることの呼称の使い方 バイオマスマーク認定商品の呼称は「バイオマスマーク認定商品」という表現を使用し、これ以外の呼称またはこれと紛らわしい表現は<u>認めない</u>。</p>
<p>第7 広告・<u>宣伝活動における表示等</u></p> <p>バイオマスマーク認定商品とそれ以外の商品が混在して掲載される<u>商品カタログなどの印刷物にバイオマスマークを使用する場合</u>には、<u>消費者</u>がバイオマスマーク認定商品をはっきり識別できるように表示<u>してください</u>。</p> <p><u>バイオマスマーク認定商品の広告・宣伝に際しては、バイオマスマークの使用を認定されたことについて、消費者にわかりやすい説明を行うよう配慮してください</u>。</p>	<p><u>第7 広告等への表示</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>バイオマスマーク認定商品を商品カタログや印刷物、ウェブサイトなどに掲載できる</u>。 ・バイオマスマーク認定商品とそれ以外の商品が混在して掲載される場合は、<u>閲覧者</u>がバイオマスマーク認定商品をはっきり識別できるように表示<u>する</u>。

第8 バイオマスマークとその他の表示について

バイオマスマークの近くに他の認証マークなどを表示することは可能ですが、
バイオマスマークと関連しているかのような表示は避けてください。

環境表示ガイドライン（第3章抜粋）

環境保全に配慮した商品の広告表示に関する実態調査報告書（抜粋）

第8 バイオマスマークとその他の表示について

- ・バイオマスマークの近傍に他の認証マークなどを表示することは可能。
- ・バイオマスマークと他のマークが関連しているかのような表示は避ける。
- ・バイオマスマークだけが誇張される表示はできない。

(削除)

(削除)